



# 埼玉県報

第190号  
令和3年(2021年)  
3月12日  
金曜日

## 目次

### 規則

- 製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則（保健医療政策課）
- クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則（保健医療政策課）
- 埼玉県産業文化センター管理規則の一部を改正する規則（産業労働政策課）
- 埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則（警務課）

### 告示

- 市民管理協定の認定（みどり自然課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- さいたま中央土地改良区の役員就退任届（さいたま農林振興センター）
- 八条用水路土地改良区の土地改良事業計画変更認可申請の適否決定及び変更後の土地改良事業（維持管理事業）計画書の写しの縦覧（農村整備課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 桶川都市計画事業の認可及び事業計画の変更の周知（道路街路課）
- 羽生都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 所沢都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧（公園スタジアム課）
- 所沢都市計画緑地の変更に係る図書の写しの縦覧（公園スタジアム課）
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し（出納総務課）
- 小川都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧（下水道事業課）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 埼玉県議会議員補欠選挙（北第2区 横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村）における立候補予定者説明会の日時及び場所（選挙管理委員会）

令和3年(2021年)3月12日

- 埼玉県議会議員補欠選挙（北第2区 横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村）  
における選挙時登録の登録基準日等（選挙管理委員会）
- 埼玉県議会議員補欠選挙（北第2区 横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村）  
におけるポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日（選挙管理委員会）

## 規 則

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第五号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号中「第三条第二項」の下に「及び第五条第二項」を加え、同項第五号を削り、同項第六号中「様式第六号」を「様式第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「様式第七号」を「様式第六号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「様式第八号」を「様式第七号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号中「様式第九号」を「様式第八号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十号中「様式第十号」を「様式第九号」に改め、同号を同項第九号とし、同条第二項中「様式第十一号」を「様式第十号」に改める。

様式第二号及び様式第三号を次のように改める。

様式第2号（第5条関係）

受 付 印 欄	申請手数料収入済欄

製菓衛生師免許申請書

(宛先)

埼玉県知事

年 月 日

〒

住 所

氏 名

電話番号 自宅（携帯） ( )

勤務先 ( )

製菓衛生師の免許を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

本 籍 地 (国 籍)	都 道 府 県 (国)		
旧姓併記の 希望の有無	有 ・ 無		
ふりがな	(氏)	(名)	
氏 名			
	(旧姓)		
※ 通 称 名			
生 年 月 日	年 月 日	性 別	男 ・ 女
試 験 合 格 年 月 日	年 月 日	合格証書番号	第 号
試験施行地	都 道 府 県		
免許の取消処分を受けたこと（該当するものを○で囲むこと。） 1 ありません。 2 あります。 2のときは、処分理由及び処分年月日 ( )			

注 1 外国の国籍を有する者は、本籍地を国籍で、生年月日を西暦で記入すること。

また、通称名の併記を希望する場合は、※欄に記入すること。

2 旧姓の併記を希望する場合は、(旧姓)欄に記入すること。

様式第3号（第5条関係）

受 付 印 欄	申請手数料収入済欄

製菓衛生師名簿訂正・製菓衛生師免許証書換え交付申請書

(宛先)

埼玉県知事

年 月 日

〒

住 所

氏 名

電話番号 自宅（携帯） ( )

勤務先 ( )

次のとおり登録事項及び記載事項に変更を生じたので、製菓衛生師名簿の訂正及び製菓衛生師免許証の書換え交付を申請します。

登 録 番 号	第 号	登録年月日	年 月 日
変 更 理 由	婚姻 離婚	養子縁組 帰化	転籍 氏名の変更 その他 ( )
変 更 年 月 日	年 月 日		

変 更 事 項	変 更 前		変 更 後	
本 籍 地 ( 国 籍 )	都道 府県 (国)		都道 府県 (国)	
旧 姓 併 記 の 希 望 の 有 無	/		有 ・ 無	
ふ り が な	(氏)	(名)	(氏)	(名)
氏 名	(旧姓)		(旧姓)	
※ 通 称 名				
性 別	男 ・ 女		男 ・ 女	
生 年 月 日	年 月 日			

注 1 変更前欄には免許証記載の本籍地及び氏名を記入すること。また、生年月日を記入すること。

変更後欄には変更がある事項のみを記入すること。

2 外国の国籍を有する者は本籍地を国籍で、生年月日を西暦で記入すること。また、通称名の併記を希望する場合は、※欄に記入すること。

3 旧姓の併記を希望する場合は、(旧姓)欄に記入すること。

様式第五号を次のように改める。

様式第5号（第5条関係）

受 付 印 欄	申請手数料収入済欄

製菓衛生師免許証再交付申請書

(宛先)

埼玉県知事

年 月 日

〒

住 所

氏 名

電話番号 自宅（携帯） ( )

勤務先 ( )

次のとおり製菓衛生師免許証の再交付を申請します。

登 録 番 号	第 号	登録年月日	年 月 日
再 交 付 理 由	破った 汚した 失った		
本 籍 地 ( 国 籍 )	都 道 府 県 ( 国 )		
ふ り が な	(氏)	(名)	
氏 名	(旧姓)		
※ 通 称 名			
生 年 月 日	年 月 日	性 別	男 ・ 女

- 注 1 外国の国籍を有する者は本籍地を国籍で、生年月日を西暦で記入すること。  
また、免許証に通称名が併記されている場合は、※欄に記入すること。
- 2 免許証に旧姓が併記されている場合は、(旧姓)欄に記入すること。

様式第六号を削り、様式第七号を様式第六号とする。

様式第八号中「五」を削り、同様式を様式第七号とする。

様式第九号を様式第八号とし、様式第十号を様式第九号とし、様式第十一号を様式第十号とする。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、様式第八号の改正規定（「五」を削る部分に限る。）については、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の製菓衛生師法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。



# 規則

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

## 埼玉県規則第六号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（昭和四十年埼玉県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

様式第五号中

本籍地 (国籍)	都府	道県
ふりがな (氏)	(氏)	(名)
氏名		

本籍地 (国籍)	都府	道県
旧姓併記の有無 希望のふりがな	有	無
ふりがな (氏)	(氏)	(名)
氏名	(旧姓)	


- 注 1 外国の国籍を有する者は本籍地を国籍で、生年月日を西暦で記入すること。また、通称の併記を希望する場合は、※欄に記入すること。
- 2 旧姓の併記を希望する場合は、(旧姓) 欄に記入すること。

本籍地 (国籍)	都府	道県
-------------	----	----

様式第六号中

ふりがな	(氏)	(名)
氏名		

「本籍地 (国籍) 都道府県(国) を

本籍地 (国籍)		都道府県(国)
ふりがな	(氏)	(名)
氏名	(旧姓)	


に定める、同様式の添付書類を削り、同様式の注を次のように定める

Ng。

注 1 外国の国籍を有する者は本籍地を国籍で、生年月日を西暦で記入すること。また、免許証に通称が併記されている場合は、※欄に記入すること。

2 免許証に旧姓が併記されている場合は、(旧姓)欄に記入すること。

「本籍地 都道府県(国) を

本籍地 (国籍)		都道府県(国)
ふりがな	(氏)	(名)
氏名		

「本籍地 都道府県(国) を

本籍地 (国籍)		都道府県(国)
旧姓併記の有希望の無		有・
ふりがな	(氏)	(名)
氏名	(旧姓)	(旧姓)

都道府県(国)

無 名)

に改め、同様式の添付資料を削り、同様式の注を次のように改める。

注 1 変更前欄には免許証記載の本籍地及び氏名を記入すること。また、生年月日を記入すること。

変更後欄には変更がある事項のみを記入すること。

2 外国の国籍を有する者は本籍地を国籍で、生年月日を西暦で記入すること。また、通称の併記を希望する場合は、※欄に記入すること。

3 旧姓の併記を希望する場合は、(旧姓)欄に記入すること。

#### 附 則

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

2 この規則による改正前のクリーニング業法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

# 規則

埼玉県産業文化センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

## 埼玉県規則第七号

埼玉県産業文化センター管理規則の一部を改正する規則

埼玉県産業文化センター管理規則（昭和六十三年埼玉県規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表舞台設備の項中「早変わりブース（同）」を「同」とする。

「三五ミリ映写機（大）」	「同」
「一六ミリ映写機（同）」	「同（小ホール）」
「オーバーヘッドプロジェクター」	「スライド映写機」
「ビデオカメラ（大ホール）」	「ビデオカメラ（大ホール）」

「二、一六〇」	「二、一六〇」	「上映一〇分につき、スクリーンを含む。」
「二、一六〇」	「同」	「スクリーンを含む。」
「一、四四〇」	「同」	「スクリーンを含む。」
「二、九〇〇」	「同」	「スクリーンを含む。」
「三、六二〇」	「同」	「スクリーンを含む。」
「二五、八九〇」	「同」	「スクリーンを含む。」

別表第二号の表映写設備の項を次のように改める。

「映写設備」	「ビデオプロジェクター（移動式・短距離用）」	「一式」	「二、七六〇」	「スクリーンを含む。」
--------	------------------------	------	---------	-------------

様式第三号中「~~〆~~」を「~~〆~~」に改め、「~~〆~~」を削る。  
様式第四号及び様式第五号中「~~〆~~」を「~~〆~~」に改め、「~~〆~~」を削る。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月12日

埼玉県公安委員会委員長 塩川 修

埼玉県公安委員会規則第2号

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則

埼玉県警察組織規則（昭和50年埼玉県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。  
第17条の2各号を次のように改める。

- (1) 恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案、行方不明事案、高齢者虐待事案、障害者虐待事案等の人身の安全に関わる事案の対策に関する企画、調整及び指導に関すること。
- (2) ストーカー行為等の取締り、防止等に関すること。
- (3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）に規定する事務及び犯罪の取締りに関すること。
- (4) 行方不明者発見活動に関すること。
- (5) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に規定する援助に関すること。
- (6) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）に規定する援助に関すること。
- (7) 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成26年法律第126号）に規定する犯罪の取締りに関すること。

第18条第2号から第4号までを次のように改める。

- (2) 児童虐待対策室に関すること。
- (3) 少年サポートセンターに関すること。
- (4) 特命による少年犯罪の捜査に関すること。

第20条第3号中「生活経済捜査室」を「経済関係事犯の取締り」に改め、同条に次の4号を加える。

- (4) 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成15年法律第65号）に規定する犯罪の取締りに関すること。
- (5) 環境犯罪その他の環境関係事犯の取締りに関すること。
- (6) 保健衛生関係事犯の取締りに関すること（薬物銃器対策課の所掌に属するものを除

く。)

- (7) 前各号に掲げるもののほか、他の部課の所掌に属しない諸法令違反の取締りに関すること。

第51条第1号を次のように改める。

- (1) 外事対策室に関すること。

第51条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第57条の7を削る。

第57条の6第2項第3号中「保護に関すること」の次に「(児童虐待対策室の所掌に属するものを除く。)」を加え、同条を第57条の7とし、第57条の5の次に次の1条を加える。

(児童虐待対策室)

第57条の6 少年課に、児童虐待対策室を附置する。

2 児童虐待対策室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 児童虐待対策に関する企画、調査及び指導に関すること。
- (2) 児童虐待事案に係る調査に関すること。
- (3) 児童虐待対策に関する関係機関等との連絡調整に関すること。
- (4) 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)に規定する援助に関すること。

第64条(見出しを含む。)中「外事特別捜査隊」を「外事対策室」に改め、同条第2項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 外国人及び外国人犯罪組織に関する警備情報の収集、整理その他当該警備情報に関すること(国際テロリズム対策室の所掌に属するものを除く。)

附 則

この規則は、令和3年3月19日から施行する。

## 告 示

### 埼玉県告示第百三十四号

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（昭和五十四年埼玉県条例第十号）第十九条第一項の規定に基づき、市民管理協定の認定をしたので、同条第二項の規定により公告する。

令和三年三月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 認定市民管理協定の名称  
小針領家市民緑地市民管理協定
- 二 認定市民管理協定の目的となる緑地の区域  
桶川市大字小針領家字御ノ木二二三番、二二四番一、二二四番二、二二六番一、二二七番、二二八番一、二九一番一、二九一番三
- 三 認定市民管理協定区域内の緑地の管理の方法  
イ 協定区域内における森林の整備又は景観の整備をするために必要な樹木の枝打ち、枯損した木竹の伐採、倒木の除去、下草刈り、その他荒廃した緑地を良好な状態に回復させ、維持するために必要な行為  
ロ 協定区域内における緑地保全のための研修  
ハ 協定区域内における自然観察や環境教育、緑地の再生
- 四 認定市民管理協定の有効期間  
令和三年一月一日から令和七年十二月三十一日まで
- 五 認定市民管理協定の認定年月日  
令和三年三月五日



## 告 示

### 埼玉県告示第百三十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年三月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カワチ薬品江南店

埼玉県熊谷市成沢千百四十三―一

##### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前九時から午後八時

（変更後）午前九時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時三十分から午後八時三十分

（変更後）午前八時三十分から午後九時三十分

##### ハ 変更年月日

令和三年三月十六日

##### ニ 届出年月日

令和三年二月二十四日

#### 二 縦覧期間

令和三年三月十二日から令和三年七月十二日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

##### イ 意見書提出期間

令和三年三月十二日から令和三年七月十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告示

### 埼玉県告示第二百三十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年三月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カワチ薬品坂戸店

埼玉県坂戸市石井二千三百三十三―一

##### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前九時から午後八時

（変更後）午前九時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時三十分から午後八時三十分

（変更後）午前八時三十分から午後九時三十分

##### ハ 変更年月日

令和三年三月十六日

##### ニ 届出年月日

令和三年二月二十四日

#### 二 縦覧期間

令和三年三月十二日から令和三年七月十二日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

##### イ 意見書提出期間

令和三年三月十二日から令和三年七月十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告示

### 埼玉県告示第百三十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和三年三月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマ×ビックカメラ所沢西店

埼玉県所沢市林三丁目五百七十一

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 所沢市商業振興条例の規定に基づき、市、産業団体等が行う商業振興施策への積極的な協力及び商店街の活性化を図るため、その中心的な役割を果たす商店会への加入等に努めるとともに、積極的に商工会議所や地域商業者との連携事業への協力をお願いします。
- (2) 「所沢市地域がつながる元気な自治会等応援条例」の趣旨に則り、自治会等の活動への参加及び協力を努めてください。
- (3) 所沢市に居住する従業員が地域の自治会等へ加入し、活動に参加することへの理解と業務の調整などをお願いします。
- (4) 地域の祭りや各種行事に加え、地域の社会貢献活動にも協力をお願いします。
- (5) 店舗の新築・増改築、土地の改変等を行う場合は、別紙「主な環境関連法令確認事項」を参考にして、事前に必要な届出・相談等を遺漏のないよう行っていただきたい。
- (6) 騒音規制法及び埼玉県生活環境保全条例に規定する騒音規制を遵守して下さい。

#### 二 縦覧期間

令和三年三月十二日から令和三年四月十二日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

## 告 示

### 埼玉県告示第百三十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和三年三月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

東武動物公園駅西口計画（Ⅰ街区）

埼玉県南埼玉郡宮代町中央一丁目七百一番一、二、三、四

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

駐輪の仕方は従来大変きゅうくつかつ危ないので次のように改善した上で設置してほしい。

(1) スペースについて

一台当たりの横幅を一・五から二倍に拡げる。

(2) 収納について

全枠を接地式とする。

(3) 一台おきに、前輪上げての枠は、事実上敬遠されて空きが発生しやすい。

また、力を要する。片脚スタンドは禁止または、特別の枠を設ける。

(4) 風雨除け

倒れた同士がからみ、かつ、傷が付く。

(5) 利用料金

これらの整備には従来以上の費用が見込まれるが、受益者たる利用者は相応の負担を負う。

#### 二 縦覧期間

令和三年三月十二日から令和三年四月十二日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

# 告 示

## 埼玉県告示第二百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、さいたま中央土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和三年三月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 就任

職名	氏名	住所
理事	森 田 博	埼玉県さいたま市見沼区大字膝子五百八十六番地
	若 谷 茂 夫	緑区大字高畑九百五十八番地
	山 口 文 司	岩槻区大字横根九百四十番地
	本 田 敏 一	同 同 三百十九番地
	守 富 茂	見沼区大字膝子七十三番地
	小 島 一 夫	同 同 四百九十六番地
	蛭 間 司 郎	同 同 七百七十七番地
	相 澤 一 次	同 同 五百八十四番地
	磯 部 照 夫	同 同 六百六十六番地
	勝 田 幸 雄	同 同 四百八十七番地
	中 野 栄 寿	同 同 五百九十五番地一
	小 島 直	同 同 五百十七番地
	小 島 榮 治	同 同 二百二十三番地
	杉 山 喜 良	同 同 二百七番地
	西 澤 初 男	同 同 大谷三百十五番地
	松 澤 一 夫	同 同 蓮沼千四百八十四番地
	會 田 紀 彰	緑区美園一丁目二十三番地十一
	矢 島 正 江	同 同 三十三番地一
	三 枝 久 訓	同 同 大字上野田五百五十五番地
	田 口 公 夫	岩槻区大字横根千二百九十一番地
	森 田 和 男	同 同 笹久保新田九百六十一番地
監事	小 泉 茂 雄	見沼区大字膝子三百番地
	森 田 泰 治 郎	同 同 二千四百四十四番地





# 告 示

## 埼玉県告示第二百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、越谷市八条用水路土地改良区からの土地改良事業（維持管理事業）計画の変更認可申請を令和三年二月二十四日適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、及び当該決定に係る変更後の土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和三年三月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 縦覧期間

令和三年三月十五日から令和三年四月九日まで

### 二 縦覧場所

越谷市役所

草加市役所

八潮市役所

## 告 示

### 埼玉県告示第二百四十一号

令和三年埼玉県告示第百八十一号で公示した公共測量は、令和三年二月二十六日終了した旨測量計画機関である埼玉県荒川左岸南部下水道事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年三月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第二百四十二号

令和二年埼玉県告示第千四百四十六号で公示した公共測量は、令和三年二月二十六日終了した旨測量計画機関である川口市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年三月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

# 告 示

## 埼玉県告示第二百四十三号

測量計画機関である埼玉県杉戸県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年三月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

埼玉県杉戸県土整備事務所

### 二 作業種類

公共測量（河川管理）

### 三 作業地域

幸手市、久喜市の一部

### 四 作業期間

令和三年三月一日から令和三年三月三十一日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第二百四十四号

令和二年埼玉県告示第六百七十七号で公示した公共測量は、令和三年二月二十五日終了した旨測量計画機関であるさいたま市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年三月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第二百四十五号

令和二年埼玉県告示第千三百八号で公示した公共測量は、令和三年二月十九日終了した旨測量計画機関である埼玉県秩父県土整備事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年三月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第二百四十六号

令和二年埼玉県告示第千三百二十八号で公示した公共測量は、令和三年二月十九日終了した旨測量計画機関である埼玉県秩父県土整備事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年三月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第二百四十七号

令和二年埼玉県告示第千四百八十一号で公示した公共測量は、令和三年二月十九日終了した旨測量計画機関である東松山市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年三月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕



## 告示

### 埼玉県告示第二百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示（平成二十七年関東地方整備局告示第三百五十九号）及び同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示（令和三年関東地方整備局告示第百二号）があったので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告する。

なお、公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、都市計画法第六十七条第一項の規定により当該土地建物等、その予定対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他の事項を書面で施行者に届け出なければならない。

令和三年三月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 施行者の名称

埼玉県

#### 二 事務所の所在地

埼玉県北本市東間三丁目百四十三番地

#### 三 都市計画事業の種類及び名称

平成二十七年関東地方整備局告示第三百五十九号桶川都市計画道路事業三・四・

二号駅東口通り線及び三・四・七号仲仙道線

#### 四 事業施行期間

平成二十七年十月十九日から令和八年三月三十一日まで

#### 五 事業地の所在

##### イ 収用の部分

変更なし

##### ロ 使用の部分

なし

## 告 示

### 埼玉県告示第二百四十九号

羽生市から羽生都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和三年三月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第二百五十号

所沢市から所沢都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部公園スタジアム課において縦覧に供する。

令和三年三月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第二百五十一号

所沢市から所沢都市計画緑地の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部公園スタジアム課において縦覧に供する。

令和三年三月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第二百五十二号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

令和三年三月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

埼玉県深谷市東方町一丁目六番地十九 相馬 佑亮

二 取消年月日

令和三年三月五日

## 告 示

### 埼玉県告示第二百五十三号

小川町から小川都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県下水道局下水道事業課において縦覧に供する。

令和三年三月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県越谷建築安全センター所長告示第十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和三年三月十二日

埼玉県越谷建築安全センター所長 志村 宏

#### 一 許可番号

令和三年二月十六日

指令越建セ第〇一〇三〇一号

#### 二 検査済証番号

令和三年三月十日

越建セ第四〇八―一号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字国納字丸屋百番六、百番八

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町百間四丁目七番八号 ランドピースB二〇三号

泉川 維純

## 告 示

### 埼玉県選管告示第十号

令和三年四月十八日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（北第二区 横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村）における立候補予定者説明会を次のとおり開催する。

令和三年三月十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 日時 令和三年三月二十五日 午後一時三十分

二 場所 皆野町文化会館三階会議室 A



## 告 示

### 埼玉県選管告示第十一号

令和三年四月十八日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（北第二区 横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村）において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第三項の規定に基づき行う選挙人名簿登録の登録基準日及び登録日は、次のとおりである。

令和三年三月十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 登録基準日 令和三年四月八日

（ただし、年齢については令和三年四月十八日）

二 登録日 令和三年四月八日

## 告 示

### 埼玉県選管告示第十二号

令和三年四月十八日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（北第二区 横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村）において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四百四十四条の二第十項において準用する同条第五項の規定により候補者がポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日は、四月九日とする。

令和三年三月十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文